

令和 7 年 2 月 4 日
総務部区政情報課

世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、罰則における懲役を拘禁刑に改める旨の規定の整備を行う必要が生じたため、世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例を令和 7 年第 1 回定例会に提案する。

2 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

3 施行日

令和 7 年 6 月 1 日

※刑法等の一部を改正する法律の施行日と同日

世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区個人情報保護条例 令和5年3月6日条例第3号 世田谷区個人情報保護条例 世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）の全部を改正する。 略 附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 （経過措置） 第2条 次に掲げる者に係るこの条例による改正前の世田谷区個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項及び第13条第2項の規定による職務上又はその業務に関して知り得た旧条例第2条第4号に規定する個人情報等（以下「旧個人情報等」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。 （1） この条例の施行の際、現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報等の取扱いに従事していた者 （2） この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者 2 この条例の施行の日前に旧条例第19条、第29条又は第36条の規定による請求がされた場合における当該請求に係る手続については、なお従前の例による。 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前にお	○世田谷区個人情報保護条例 令和5年3月6日条例第3号 世田谷区個人情報保護条例 世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）の全部を改正する。 略 附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 （経過措置） 第2条 次に掲げる者に係るこの条例による改正前の世田谷区個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項及び第13条第2項の規定による職務上又はその業務に関して知り得た旧条例第2条第4号に規定する個人情報等（以下「旧個人情報等」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。 （1） この条例の施行の際、現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報等の取扱いに従事していた者 （2） この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者 2 この条例の施行の日前に旧条例第19条、第29条又は第36条の規定による請求がされた場合における当該請求に係る手続については、なお従前の例による。 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前にお

改正後	改正前
いて旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は1,000,000円以下の罰金に処する。	いて旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は1,000,000円以下の罰金に処する。
（1） この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者	（1） この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
（2） 第1項第2号に掲げる者	（2） 第1項第2号に掲げる者
4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報等をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は500,000円以下の罰金に処する。	4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報等をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は500,000円以下の罰金に処する。
5 この条例の施行により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。	5 この条例の施行により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。
6 この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	6 この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
略	略
<u>附 則</u>	
<u>（施行期日）</u>	
<u>1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u>	
<u>（罰則の適用に関する経過措置）</u>	
<u>2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u>	